

第 93 回定時株主総会

ウェブサイト掲載事項

平成 29 年度

（平成 29 年 4 月 1 日から
平成 30 年 3 月 31 日まで）

■ 事業報告

「会社の新株予約権に関する事項」
「業務の適正を確保するための体制」

■ 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」
「（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書」
「連結注記表」

■ 計算書類

「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

三菱重工業株式会社

法令及び当社定款第 16 条に基づき、当社ウェブサイト
(<https://www.mhi.com/jp/finance/stock/meeting/>)
に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

会社の新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の概要等

名称 (発行決議日)	各新株予約権の目的となる株式の種類及び数	各新株予約権の発行価額	各新株予約権の行使価額	新株予約権の行使期間	監査等委員でない取締役の新株予約権の保有状況
第4回新株予約権 (平成18年7月31日)	当社普通株式 100株	412,000円	1,000円	平成18年8月18日から 平成48年6月28日まで	46個 (2名)
第5回新株予約権 (平成19年7月31日)	当社普通株式 100株	793,000円	1,000円	平成19年8月17日から 平成49年8月16日まで	33個 (2名)
第6回新株予約権 (平成20年7月31日)	当社普通株式 100株	410,000円	1,000円	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで	94個 (2名)
第8回新株予約権 (平成21年7月31日)	当社普通株式 100株	295,000円	1,000円	平成21年8月18日から 平成51年8月17日まで	130個 (2名)
第9回新株予約権 (平成22年7月30日)	当社普通株式 100株	268,000円	1,000円	平成22年8月18日から 平成52年8月17日まで	143個 (2名)
第10回新株予約権 (平成23年11月30日)	当社普通株式 100株	270,000円	1,000円	平成23年12月16日から 平成53年12月15日まで	164個 (2名)
第11回新株予約権 (平成24年7月31日)	当社普通株式 100株	225,000円	1,000円	平成24年8月17日から 平成54年8月16日まで	196個 (2名)
第12回新株予約権 (平成25年7月31日)	当社普通株式 100株	435,000円	1,000円	平成25年8月20日から 平成55年8月19日まで	136個 (3名)
第15回新株予約権 (平成26年7月31日)	当社普通株式 100株	564,000円	1,000円	平成26年8月19日から 平成56年8月18日まで	222個 (4名)

- (注) 1. 当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役には新株予約権を付与しておりません。
 2. 各新株予約権の発行価額は、発行決議日時点の公正価値（ブラック・ショールズ・モデルに基づき算出）相当額であります。
 3. 当社は、平成29年10月1日付で当社株式10株を1株に併合いたしました。これに伴い、新株予約権について所要の調整を行っております。

以上

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。この決議の内容は、以下のとおりであります。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
2. 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。
3. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役等は、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。以下同じ。）への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - (2) グループ会社の取締役等は、第 12 号に定める運営要領に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - (3) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。
4. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。
5. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づき適切に処理する。

6. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会が行う、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意する。
7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
 - (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。
8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
 - (2) 上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。
9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
 - (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告するものとする。
 - (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。
10. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
 - (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。
11. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
 - (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。

12. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を含む運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
- (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
- (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 監査等委員会による監査の実効性確保に関する取組み

- ・ 監査等委員会の監査業務等を補助するため、社内規程に基づき監査等委員会室を設置し、専属のスタッフを配置しております。また、同規程において、専属のスタッフについて執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けております。
- ・ 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な予算を適切に確保するとともに、費用等の支払いを行っております。
- ・ 常勤の監査等委員からあらかじめ要請を受けた重要会議への出席機会や文書の提供について、適切に対応しているほか、監査等の観点から重要な案件については、常勤の監査等委員又は監査等委員会に対して個別に報告を実施しております。
- ・ 常勤の監査等委員との間では業務執行部門幹部及び内部監査部門が定期的に情報共有を行っているほか、監査等委員会は、定期的に会計監査人との意見交換を行っております。
- ・ 内部通報制度により通報を受けた内容等については、その全件について、常勤の監査等委員に対して報告を行っております。また、内部通報者について、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しております。

2. 取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み

- ・ コンプライアンスに関する取組みとして、国内外を問わず当社グループの全ての役員・社員を対象とした「三菱重工グループ グローバル行動基準」を制定するとともに、コンプライアンス委員会の定期的な開催、各種社内規程の整備、法令遵守推進教育の実施、各部門の課題を踏まえた内部監査の実施等に努めております。
- ・ 当事業年度においては取締役会を 15 回開催し、各議事に対し審議を尽くしているほか、社外取締役と取締役社長のみを構成員とする「役員指名・報酬諮問会議」や、社外取締役のみによる会合を開催し、企業統治に関する事項を中心に社外取締役の意見を広く聴取するなど、当社経営の健全性・透明性を高める取組みを実施しております。

3. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取組み

- ・取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しております。また、情報漏えいや消失等を防ぐために適切な措置を講じており、定期的に当該措置に係る点検を行っております。

4. 損失の危険の管理に関する取組み

- ・戦略的事業評価制度に基づくポートフォリオマネジメントにより、各事業に見合った経営資源の配分等を行っております。
- ・事業に係るリスク管理を担う専門的組織にて、受注商談等に関する入口審議やモニタリングを行うとともに、顕在化した重大リスクを担当し、事案解決のため関係部門と協力して適切に対応を行っております。
- ・事業リスクマネジメントの体制・プロセス等を規定する規則に基づき事業リスクマネジメント委員会を開催し、事業リスクマネジメントのフレームワークや強化施策の進捗状況等について確認・議論を行っております。

5. 取締役の職務執行における効率性確保に関する取組み

- ・取締役会において全社的な経営方針・経営目標である事業計画を策定し、取締役社長以下の業務執行体制が当該計画に掲げられた目標の達成に努めるとともに、その進捗状況については定期的にと取締役会において報告を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会にて次期事業計画の策定に関する議論を行っております。
- ・定款の規定に基づき重要な業務執行の決定の一部を取締役社長に委任するとともに、取締役会で審議すべき事項に関する基準を取締役会規則において定め、取締役の職務執行の効率性・機動性の向上を図っております。

6. 企業集団における業務の適正性確保に関する取組み

- ・グループ会社の管理責任体制等について社内規程を定め、グループ会社における経営上の重要事項について報告を受けております。
- ・前記の「2. 取締役及び使用人の職務執行における法令等の遵守、意思決定プロセスの適正性確保に関する取組み」及び「4. 損失の危険の管理に関する取組み」については、各グループ会社においても概ね同様の内容を実施しております。また、各グループ会社においても内部監査を行い、当社の内部監査部門がその実施状況を確認しております。

以上

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	265,608	203,658	1,214,749	△ 4,609	1,679,407
会計方針の変更による 累積的影響額					
会計方針の変更を反映した 当期首残高	265,608	203,658	1,214,749	△ 4,609	1,679,407
当期変動額					
剰余金の配当			△ 40,305		△ 40,305
親会社株主に帰属する当期純利益			70,484		70,484
連結範囲の変動			△ 681		△ 681
持分法の適用範囲の変動			246		246
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		10,077		0	10,077
自己株式の取得				△ 21	△ 21
自己株式の処分		162		549	711
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	10,239	29,743	528	40,511
当期末残高	265,608	213,898	1,244,492	△ 4,081	1,719,918

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	100,600	1,294	△2,287	3,683	103,291	2,536	322,059	2,107,295
会計方針の変更による 累積的影響額		△3,177			△3,177			△3,177
会計方針の変更を反映した 当期首残高	100,600	△1,882	△2,287	3,683	100,113	2,536	322,059	2,104,118
当期変動額								
剰余金の配当								△40,305
親会社株主に帰属する当期純利益								70,484
連結範囲の変動								△681
持分法の適用範囲の変動								246
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								10,077
自己株式の取得								△21
自己株式の処分								711
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△578	1,002	△4,712	9,048	4,760	△407	15,487	19,840
当期変動額合計	△578	1,002	△4,712	9,048	4,760	△407	15,487	60,351
当期末残高	100,021	△880	△6,999	12,732	104,874	2,129	337,547	2,164,469

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

単位：百万円

		当年度	前年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税金等調整前当期純利益	128,042	169,718
	減価償却費	176,104	172,762
	減損損失	3,174	-
	のれん償却額	16,484	16,568
	退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	6,612	△ 1,093
	受取利息及び受取配当金	△ 16,366	△ 15,437
	支払利息	9,036	11,461
	為替差損益 (△は益)	△ 2,239	△ 8,337
	持分法による投資損益 (△は益)	△ 3,230	22,845
	投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 31,303	△ 61,047
	投資有価証券評価損益 (△は益)	372	6,272
	固定資産売却損益 (△は益)	△ 1,693	△ 53,861
	固定資産除却損	7,022	7,627
	負ののれん発生益	△ 45	-
	事業構造改善費用	14,548	12,810
	客船事業関連損失引当金繰入額	-	34,323
	売上債権の増減額 (△は増加)	△ 42,093	△ 11,002
	たな卸資産及び前渡金の増減額 (△は増加)	126,965	△ 121,023
	その他の資産の増減額 (△は増加)	△ 110,734	△ 117,552
	仕入債務の増減額 (△は減少)	41,733	△ 14,261
	前受金の増減額 (△は減少)	118,648	39,375
	その他の負債の増減額 (△は減少)	△ 54,039	52,556
	その他	△ 15,908	△ 3
	小計	371,089	142,703
	利息及び配当金の受取額	21,470	20,270
	利息の支払額	△ 8,456	△ 12,185
	法人税等の支払額	△ 38,994	△ 54,875
	営業活動によるキャッシュ・フロー	345,109	95,913
投資活動によるキャッシュ・フロー			
	定期預金の増減額 (△は増加)	△ 5,849	2,521
	有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 165,168	△ 200,185
	有形及び無形固定資産の売却による収入	8,231	97,013
	投資有価証券の取得による支出	△ 104,514	△ 5,033
	投資有価証券の売却及び償還による収入	112,122	17,376
	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,900	102,436
	連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△ 928	△ 849
	事業譲渡による収入	1,400	-
	貸付けによる支出	△ 1,993	△ 10,996
	貸付金の回収による収入	15,898	13,868
	その他	1,719	△ 7,440
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 137,181	8,712
財務活動によるキャッシュ・フロー			
	短期借入金及びコミーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	25,963	△ 132,340
	長期借入れによる収入	6,449	60,206
	長期借入金の返済による支出	△ 96,841	△ 62,804
	社債の発行による収入	20,000	30,000
	社債の償還による支出	△ 60,000	△ 20,000
	非支配株主からの払込みによる収入	519	445
	配当金の支払額	△ 40,206	△ 40,283
	非支配株主への配当金の支払額	△ 6,128	△ 2,682
	その他	△ 1,868	5,381
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 152,113	△ 162,078
現金及び現金同等物に係る換算差額		1,607	1,060
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		57,422	△ 56,392
現金及び現金同等物の期首残高		242,404	300,267
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		2	-
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額		△ 592	△ 1,470
現金及び現金同等物の期末残高		299,237	242,404

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 230 社

主要な連結子会社は、「事業報告」の「三菱重工グループの現況に関する事項 9.重要な子会社の状況」に記載のとおり。

当連結会計年度から、新規設立により MHI プラント交通システムズ株式会社（平成 30 年 1 月 1 日付で、三菱重工エンジニアリング株式会社に社名変更）ほか計 11 社を連結の範囲に含めている。また、合併による解散により三菱重工印刷紙工機械株式会社ほか計 7 社を、株式売却により株式会社 NTT データ MHI システムズほか計 2 社を、清算により 1 社を連結の範囲から除外している。また、連結計算書類における重要性が増した子会社 1 社を連結の範囲に含め、重要性が低下した子会社 4 社を連結の範囲から除外している。

(2)主要な非連結子会社の名称等

あまがさき健康の森株式会社ほか

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、それら全体の資産、売上高及び利益の規模等からみて、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(3)議決権の過半数を自己の計算において所有している会社で子会社としなかった会社

三菱マヒンドラ農機株式会社

当該会社については、優先株式を含めた出資比率及び株主間協定の内容を踏まえ、持分法適用の関連会社としている。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用した関連会社

新菱冷熱工業株式会社ほか計 32 社

当連結会計年度から、株式の新規取得により 1 社を、株式の追加取得により 1 社を持分法適用の関連会社に含めている。また、株式売却により、1 社を持分法適用の関連会社から除外し、株式会社 NTT データ MHI システムズを連結子会社から持分法適用の関連会社に変更している。

また、連結計算書類における重要性が相対的に低下したため、2 社を持分法適用の範囲から除外している。

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

あまがさき健康の森株式会社ほか

持分法を適用しない関連会社

日輸車輛株式会社ほか

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、持分法の適用による投資勘定の増減額が連結計算書類に及ぼす影響が僅少であるので持分法を適用していない。

3. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商品及び製品・・・・・・・・主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品・・・・・・・・主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品・・・主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は主として定額法、建物以外は主として定率法を採用している。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(2) 製品保証引当金

工事引渡後の製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積り、計上している。

(3) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当連結会計年度末で損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当連結会計年度末の仕掛品残高が当連結会計年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(4) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込み額を計上している。

(5) 株式給付関連引当金

役員及び幹部級管理職に対し信託を通じて当社株式を交付する制度により、当連結会計年度末におい

て対象者に付与されている株式交付ポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上している。

(6)PCB 廃棄物処理費用引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

6. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(3)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産(退職給付信託を含む)の額を控除した額を計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、一括費用処理又はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上することとしている。なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上することとしている。

会計方針の変更等

1. 原価計算方法の変更

当社は、平成 22 年度以降、それまでの事業所を中心とした経営体制を廃し、段階的にドメイン・SBU（Strategic Business Unit：戦略的事業評価制度における事業単位）を軸としたグローバル経営体制への移行を進めるとともに、グローバル経営体制を支えるより高度な経営管理の実現と、それに適した原価計算の構築に取り組んでいる。

この一環として、当社において、グローバル経営体制への移行に伴って従来の工場管理機能から連結経営を支援する機能へと進化した事業所コーポレート部門等の費用については、工事原価ではなく一般管理費に計上する方法に変更することとし、社内規定・システム等の変更が完了した当連結会計年度から当該変更を行った。

この会計方針を過去の連結会計年度における原価計算に遡及適用し、将来にわたる影響額を算定することはシステム上困難であり、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であることから、当該変更は当連結会計年度から将来にわたり適用している。

なお、この変更が当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微である。

2. 金利スワップに係る特例処理の廃止

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、従来、特例処理を採用していたが、当連結会計年度末より、原則的な処理に変更した。この変更は、グローバル経営体制を志向する上で、原則的な処理に変更することにより連結計算書類がより適切に表示し得るとの判断に基づくものである。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。この結果、連結株主資本等変動計算書の繰延ヘッジ損益における遡及適用後の期首残高は 3,177 百万円減少している。

表示方法の変更

(連結貸借対照表)

事業構造改善引当金の表示方法の変更

事業構造改善引当金（前連結会計年度 6,585 百万円）の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含めて表示していたが、他の勘定科目と合算で流動負債のその他として表示するよりも、個別に表示する方が、表示上の明瞭性を高めるため、当連結会計年度から、事業構造改善引当金（当連結会計年度 6,739 百万円）として表示している。

(連結損益計算書)

客船事業関連損失の表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記していた「客船事業関連損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含まれている。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替を行っている。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「客船事業関連損失」7,829 百万円は、「営業外費用」の「その他」として組替えている。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

有形固定資産	1,209 百万円
その他	264 百万円
計	1,473 百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金	477 百万円
長期借入金	412 百万円
計	889 百万円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,082,505 百万円
----------------	---------------

3. 保証債務及び手形遡求債務

(1)保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入金等に対する保証債務

社員（住宅資金等借入）	18,155 百万円
L&T-MHPS Turbine Generators Private Ltd.	6,553 百万円
その他	10,965 百万円
計	35,674 百万円

(2)手形遡求債務

受取手形割引高	1,240 百万円
受取手形裏書譲渡高	353 百万円

4. MRJ の納入時期変更に係る偶発債務

当社はMRJ（Mitsubishi Regional Jet）の量産初号機の引き渡し予定時期を平成30年半ばから平成32年半ばに変更する旨を平成29年1月に公表し、納入時期について既存顧客との協議を継続している。

今後、MRJの納入時期の顧客との協議結果等により追加の負担が発生し、将来の財政状態及び経営成績に影響が生じる可能性がある。

5. 南アフリカプロジェクトに係る資産

当社及び株式会社日立製作所（以下「日立」という。）は、平成26年2月1日（以下「分割効力発生日」という。）に両社の火力発電システムを主体とする事業を、当社の連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」という。）に分社型吸収分割により承継させ、事業統合を行った。

上記事業統合の一環として、南アフリカ共和国における日立の連結子会社であるHitachi Power Africa Proprietary Limited（以下「HPA」という。）等が平成19年に受注したMedupi及びKusile両火力発電所向けボイラ建設プロジェクト（以下「南アPJ」という。）に関する資産・負債並びに顧客等との契約上の地位及びこれに基づく権利・義務を、HPAから当社の連結子会社であるMitsubishi Hitachi Power Systems Africa Proprietary Limited（以下「MHPSアフリカ」という。）が譲渡を受けた（以下「南ア資産譲渡」という。）。

南ア資産譲渡に係る契約については、当社は契約締結の時点で既に大きな損失が発生する見込みを認識し、その旨を日立に表明していた。そのため、同契約においては、分割効力発生日より前の事象に起因する偶発債務及び同日時点において既に発生済みの請求権につき日立及びHPAが責任を持ち、分割効力発生日以降の事業遂行につきMHPS及びMHPSアフリカが責任を持つことを前提に、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行い、それに基づき最終譲渡価格を決定し、暫定価格との差額を調整する旨を合意している。

平成28年3月31日、当社は、日立に対して、上記契約に基づき、最終譲渡価格と暫定価格の差額（譲渡価格調整金等）の一部として48,200百万南アフリカランド（1ランド=7.87円換算で約3,790億円）をMHPSアフリカに支払うように請求した（以下「平成28年3月一部請求」という）。この平成28年3月一部請求では、当社は、南ア資産譲渡に係る契約に従い日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回っており、追加で請求する権利を留保する旨を日立に明示的に通知していた。

また、平成29年1月31日に、当社は日立に対し上記平成28年3月一部請求を含む譲渡価格調整金等として89,700百万南アフリカランド（1ランド=8.51円換算で約7,634億円）を請求した（以下「平成29年1月請求」という）。この平成29年1月請求では、平成28年3月一部請求の際に当社が留保したとおり、日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回ることを示すべく、南ア資産譲渡に係る契約に従い、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行った。

しかしながら、両社協議による解決に至らなかったことから、当社は、上記の契約上規定された一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁手続きに紛争解決を付託せざるを得ない段階に至ったと判断し、平成29年7月31日、日立に対して、譲渡価格調整金等として約90,779百万南アフリカランド（1ランド=8.53円換算で約7,743億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを行った。

南アPJは分割効力発生日時点において既に損失が見込まれたプロジェクトであり、上記契約に基づきMHPSアフリカ等は日立またはHPAから譲渡価格調整金等を受領する権利を有している。また、分割効力発生日直前（平成26年1月31日）のHPAの南ア資産譲渡に係る資産及び負債に含まれる損失見込額と、その時点で既に見込まれていたと当社が考える損失見込額には乖離があり、現時点で同資産及び負債について未合意の状況である。

なお、当連結会計年度末においては、上述の日立向け請求権のうち4,009億円を「南アフリカプロジェクトに係る資産」に計上している。この金額は、当連結会計年度末において南アPJで既に費消済みの純支出の額にほぼ対応するものであり、上記仲裁申立てにおける請求の一部である。

連結損益計算書に関する注記

1. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は事業再編関連費用であり、その内訳はパワードメイン 7,819 百万円、インダストリー & 社会基盤ドメイン 4,526 百万円、その他 2,202 百万円である。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び数

普通株式 337,364,781 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株 当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 29 年 6 月 22 日 定時株主総会	普通株式	20,183 百万円	6 円	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 23 日
平成 29 年 10 月 31 日 取締役会	普通株式	20,187 百万円	6 円	平成 29 年 9 月 30 日	平成 29 年 12 月 5 日

(注 1) 平成 29 年 6 月 22 日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託 I 及び BIP 信託 II が保有する当社の株式に対する配当金 34 百万円が含まれている。

(注 2) 平成 29 年 10 月 31 日取締役会の決議による配当金の総額には、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託 I 及び BIP 信託 II が保有する当社の株式に対する配当金 31 百万円が含まれている。

(注 3) 1 株当たり配当額については、基準日が平成 29 年 9 月 30 日であるため、平成 29 年 10 月 1 日付の株式併合前の額を記載している。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額	配当の原資	1株 当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 30 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	20,190 百万円	利益剰余金	60 円	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 22 日

(注 1) 平成 30 年 6 月 21 日開催の定時株主総会において、上記のとおり決議を予定している。

(注 2) 平成 30 年 6 月 21 日定時株主総会による配当金の総額には、株式付与 ESOP 信託、役員報酬 BIP 信託 I 及び BIP 信託 II が保有する当社の株式に対する配当金 30 百万円が含まれている。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 540,400 株

税効果会計に関する注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

米国において、平成 29 年 12 月 22 日に税制改正法(Tax Cuts and Jobs Act)が成立し、平成 30 年 1 月 1 日以後に開始する連結会計年度より適用される連邦法人税率が現行の 35%から 21%に引き下げられることとなった。これに伴い、当社の米国連結子会社の繰延税金資産及び繰延税金負債は、改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産の金額が 5,687 百万円、繰延税金負債の金額が 1,401 百万円それぞれ減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が 4,466 百万円増加している。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達している。また、資金運用については、短期的な預金等に限定している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行いリスク低減を図っている。また、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対しては、必要に応じて先物為替予約等を利用してヘッジしている。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

短期借入金、長期借入金及び社債は運転資金及び設備資金に係る資金調達であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。（注 2）参照

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	313,458	313,458	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,232,742	1,232,742	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	341,217	341,048	(168)
(4) 支払手形及び買掛金	(771,324)	(771,324)	—
(5) 電子記録債務	(106,968)	(106,968)	—
(6) 短期借入金	(229,584)	(229,584)	—
(7) 社債	(235,000)	(237,901)	(2,901)
(8) 長期借入金	(348,586)	(361,197)	(12,610)
(9) デリバティブ取引			
・ヘッジ会計が適用されていないもの	1,705	1,705	—
・ヘッジ会計が適用されているもの	(876)	(876)	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示している。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形及び売掛金

これらはその大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなして、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、市場価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 社債

社債の時価については、市場価格によっている。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関から提示された価格によっている。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 265,035 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 5,431 円 02 銭

1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 209 円 82 銭

(注) 当社は平成 29 年 10 月 1 日付で、普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行った。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額又は 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益を算出している。

その他の注記

重要な訴訟

- (1) 平成 29 年 7 月 31 日、当社は、南ア資産譲渡に係る譲渡価格調整金等として約 90,779 百万南アフリカランド（1 ランド=8.53 円換算で約 7,743 億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを株式会社日立製作所に対して行った。（詳細は本年度連結貸借対照表関係の注記 5．南アフリカプロジェクトに係る資産を参照）
- (2) 平成 26 年 1 月、当社は、株式会社商船三井から、当社の建造した船舶の海難事故に伴って被った損害の賠償を求める訴訟を提起された。その後、保険会社、荷主及び共同運航者等からも同様の訴訟を提起されている。これに対し、当社は、平成 28 年 3 月に、株式会社商船三井に対し、同社の要請を受けて実施した当該船舶の同型船の船体構造強化工事の請負代金の支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中である。当社は、当該船舶に製造物責任法上の欠陥はなく、また、当社に不法行為責任はないものと考えており、当該訴訟において当社の正当性を主張していく。
- (3) 平成 29 年 10 月、当社及び連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下、MHP S）は韓国東西発電株式会社（以下、東西発電）から、韓国唐津発電所に供給した蒸気タービン発電設備の試運転中に発生した、焼損事故による不稼働損失にかかわる損害賠償を求める仲裁を韓国商事仲裁院に申し立てられた。東西発電の主張は、当該焼損事故はMHP Sの故意・重過失により生じたものであり、当社及びMHP Sは契約上及び韓国法上、損害賠償責任を負うというものである。これらに対し当社及びMHP Sは、MHP Sには故意・重過失はなく、根拠はないものと考えており、申立人の要求が不当であることを主張していく。

以 上

株主資本等変動計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金				利益準備金	利益剰余金					利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金							
					特定事業再編投資損失準備金		固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	
当期首残高	265,608	203,536	2,727	206,263	66,363	69,524	75,903	2,415	410,000	2,161	560,005	626,369
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	265,608	203,536	2,727	206,263	66,363	69,524	75,903	2,415	410,000	2,161	560,005	626,369
当期変動額												
特定事業再編投資損失準備金の取崩						△22,633				22,633		
固定資産圧縮積立金の積立							1,034			△1,034		
固定資産圧縮積立金の取崩							△21,891			21,891		
特別償却準備金の取崩								△676		676		
別途積立金の取崩									△410,000	410,000		
剰余金の配当										△40,371	△40,371	△40,371
当期純利益										29,379	29,379	29,379
自己株式の取得												
自己株式の処分			△65	△65								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)												
当期変動額合計	-	-	△65	△65	-	△22,633	△20,856	△676	△410,000	443,175	△10,991	△10,991
当期末残高	265,608	203,536	2,661	206,197	66,363	46,890	55,047	1,738	-	445,337	549,013	615,377

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,882	1,095,359	83,141	658	83,799	2,393	1,181,552
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△3,177	△3,177	-	△3,177
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,882	1,095,359	83,141	△2,518	80,622	2,393	1,178,375
当期変動額							
特定事業再編投資損失準備金の取崩			-				-
固定資産圧縮積立金の積立			-				-
固定資産圧縮積立金の取崩			-				-
特別償却準備金の取崩			-				-
別途積立金の取崩			-				-
剰余金の配当		△40,371					△40,371
当期純利益		29,379					29,379
自己株式の取得	△21	△21					△21
自己株式の処分	360	295					295
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△4,045	1,794	△2,250	△423	△2,674
当期変動額合計	339	△10,718	△4,045	1,794	△2,250	△423	△13,392
当期末残高	△2,542	1,084,641	79,095	△724	78,371	1,969	1,164,983

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

関係会社株式(子会社株式及び関連会社株式)・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

(2)たな卸資産

商品及び製品・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品・・・・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品・・・・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、ただし一部新造船建造用の規格鋼材については個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外は定率法を採用している。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

(2)受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(3)事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込み額を計上している。

(4)株式給付関連引当金

役員及び幹部級管理職に対し信託を通じて当社株式を交付する制度により、当事業年度末において対象者に付与されている株式交付ポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上している。

(5)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産(退職給付信託を含む)の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から未認識数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上することとしている。

(6)PCB 廃棄物処理費用引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

(7)債務保証損失引当金

関係会社等に対する債務保証等の偶発債務による損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

会計方針の変更等

1. 原価計算方法の変更

当社は、平成 22 年度以降、それまでの事業所を中心とした経営体制を廃し、段階的にドメイン・SBU（Strategic Business Unit：戦略的事業評価制度における事業単位）を軸としたグローバル経営体制への移行を進めるとともに、グローバル経営体制を支えるより高度な経営管理の実現と、それに適した原価計算の構築に取り組んでいる。

この一環として、当社において、グローバル経営体制への移行に伴って従来の工場管理機能から連結経営を支援する機能へと進化した事業所コーポレート部門等の費用については、工事原価ではなく一般管理費に計上する方法に変更することとし、社内規定・システム等の変更が完了した当事業年度から当該変更を行った。

この会計方針を過去の事業年度における原価計算に遡及適用し、将来にわたる影響額を算定することはシステム上困難であり、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能であることから、当該変更は当事業年度の期首から将来にわたり適用している。

なお、この変更が当事業年度の計算書類に与える影響は軽微である。

2. 金利スワップに係る特例処理の廃止

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、従来、特例処理を採用していたが、当事業年度末より、原則的な処理に変更した。この変更は、グローバル経営体制を志向する上で、原則的な処理に変更することにより計算書類がより適切に表示し得るとの判断に基づくものである。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。この結果、株主資本等変動計算書の繰延ヘッジ損益における遡及適用後の期首残高は 3,177 百万円減少している。

表示方法の変更

（貸借対照表）

事業構造改善引当金の表示方法の変更

事業構造改善引当金（前事業年度 716 百万円）の表示方法は、従来、貸借対照表上、未払費用に含めて表示していたが、他の勘定科目と合算で未払費用として表示するよりも、個別に表示する方が、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度から、事業構造改善引当金（当事業年度 2,202 百万円）として表示している。

（損益計算書）

客船事業関連損失の表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記していた「客船事業関連損失」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含まれている。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替を行っている。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「客船事業関連損失」7,829 百万円は、「営業外費用」の「その他」として組替えている。

貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,143,013 百万円

2. 保証債務

金融機関借入金等に対する保証債務

三菱重工航空エンジン(株)	20,000 百万円
社員（住宅資金等借入）	13,613 百万円
三菱原子燃料(株)	5,630 百万円
(財)日本航空機エンジン協会	5,610 百万円
その他	15,981 百万円
計	60,835 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	103,081 百万円
長期金銭債権	463,192 百万円
短期金銭債務	528,860 百万円
長期金銭債務	14,490 百万円

4. MRJ の納入時期変更に係る偶発債務

当社は MRJ (Mitsubishi Regional Jet) の量産初号機の引き渡し予定時期を平成 30 年半ばから平成 32 年半ばに変更する旨を平成 29 年 1 月に公表し、納入時期について既存顧客との協議を継続している。今後、MRJ の納入時期の顧客との協議結果等により追加の負担が発生し、将来の財政状態及び 経営成績に影響が生じる可能性がある。

5. その他

当社及び株式会社日立製作所（以下「日立」という。）は、平成26年2月1日（以下「分割効力発生日」という。）に両社の火力発電システムを主体とする事業を、当社の連結子会社である三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」という。）に分社型吸収分割により承継させ、事業統合を行った。

上記事業統合の一環として、南アフリカ共和国における日立の連結子会社であるHitachi Power Africa Proprietary Limited（以下「HPA」という。）等が平成19年に受注したMedupi及びKusile 両火力発電所向けボイラ建設プロジェクト（以下「南アPJ」という。）に関する資産・負債並びに顧客等との契約上の地位及びこれに基づく権利・義務を、HPAから当社の連結子会社であるMitsubishi Hitachi Power Systems Africa Proprietary Limited（以下「MHPSアフリカ」という。）が譲渡を受けた（以下「南ア資産譲渡」という。）。

南ア資産譲渡に係る契約については、当社は契約締結の時点で既に大きな損失が発生する見込みを認識し、その旨を日立に表明していた。そのため、同契約においては、分割効力発生日より前の事象に起因する偶発債務及び同日時点において既に発生済みの請求権につき日立及びHPAが責任を持ち、分割効力発生日以降の事業遂行につきMHPS及びMHPSアフリカが責任を持つことを前提に、分割効力発生日時点で遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行い、それに基づき最終譲渡価格を決定し、暫定価格との差額を調整する旨を合意している。

平成28年3月31日、当社は、日立に対して、上記契約に基づき、最終譲渡価格と暫定価格の差額（譲渡価格調整金等）の一部として48,200百万南アフリカランド（1ランド=7.87円換算で約3,790億円）をMHPSアフリカに支払うように請求した（以下「平成28年3月一部請求」という）。この平成28年3月一部請求では、当社は、南ア資産譲渡に係る契約に従い日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回っており、追加で請求する権利を留保する旨を日立に明示的に通知していた。

また、平成29年1月31日に、当社は日立に対し上記平成28年3月一部請求を含む譲渡価格調整金等として89,700百万南アフリカランド（1ランド=8.51円換算で約7,634億円）を請求した（以下「平成29年1月請求」という）。この平成29年1月請求では、平成28年3月一部請求の際に当社が留保したとおり、日立及びHPAが支払義務を負う金額が48,200百万南アフリカランドを大幅に上回ることを示すべく、南ア資産譲渡に係る契約に従い、分割効力発生日時点に遡ったプロジェクト工程と収支見積の精緻化を行った。

しかしながら、両社協議による解決に至らなかったことから、当社は、上記の契約上規定された一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁手続きに紛争解決を付託せざるを得ない段階に至ったと判断し、平成29年7月31日、日立に対して、譲渡価格調整金等として約90,779百万南アフリカランド（1ランド=8.53円換算で約7,743億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを行った。

南アPJは分割効力発生日時点において既に損失が見込まれたプロジェクトであり、上記契約に基づきMHPSアフリカ等は日立またはHPAから譲渡価格調整金等を受領する権利を有している。また、分割効力発生日直前（平成26年1月31日）のHPAの南ア資産譲渡に係る資産及び負債に含まれる損失見込額と、その時点で既に見込まれていたと当社が考える損失見込額には乖離があり、現時点で同資産及び負債について未合意の状況である。

当社は、当事業年度末において、3,300億円の貸付をMHPSアフリカに対して行っている。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	235,271 百万円
仕入高	230,817 百万円
営業取引以外の取引高	90,439 百万円

2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は福利厚生施設に係る再編関連費用である。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数

普通株式 853,183 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は組織再編等により生じた関係会社株式に対する一時差異であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金である。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	三菱航空機株式会社	所有 直接 64.6%	MRJ の製造 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	125,700 百万円	長期 未収入 債権等	443,000 百万円
子会社	Mitsubishi Hitachi Power Systems Africa (Pty) Ltd.	所有 間接 75.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注 1)	100,000 百万円	長期 貸付金	330,000 百万円
子会社	三菱日立パ ワーステムズ株 式会社	所有 直接 65.0%	役員の兼任	出資金売却 (注 2) 売却代金 売却損	47,566 百万円 20,050 百万円	- -	- -
子会社	三菱造船株式 会社	所有 直接 100.0%	事業譲渡 役員の兼任	事業譲渡 (注 3) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価	46,139 百万円 34,458 百万円 11,681 百万円	- - -	- - -
子会社	三菱重工エン 지니어リング株式 会社	所有 直接 100.0%	事業譲渡 役員の兼任	事業譲渡 (注 4) 譲渡資産合計 譲渡負債合計 譲渡対価	185,092 百万円 75,220 百万円 109,872 百万円	- - -	- - -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 貸付金の利率については、市場金利を勘案し、決定している。

(注 2) 当社の 100%子会社である MPS-CT LLC に対する出資金を、三菱日立パワーステムズ株式会社へ売却した。

なお、取引価格については、独立した第三者に依頼した価格算定を参考として、決定している。

(注 3) 平成 30 年 1 月 1 日に当社の船舶海洋事業部門を会社分割により三菱造船株式会社に事業移転した。本事業にかかる資産及び負債は、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号)に基づき、共通支配下の取引にかかる会計処理を適用し分割直前の簿価で譲渡した。

(注 4) 平成 30 年 1 月 1 日に当社の化学プラント及び交通製品に係るエンジニアリング事業を会社分割により三菱重工エンジニアリング株式会社に事業移転した。本事業にかかる資産及び負債は、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計

基準第7号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引にかかる会計処理を適用し分割直前の簿価で譲渡した。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	3,461 円 33 銭
1 株当たり当期純利益	87 円 46 銭

(注) 当社は平成 29 年 10 月 1 日付で、普通株式 10 株につき 1 株の割合で株式併合を行った。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額又は 1 株当たり当期純利益を算出している。

重要な後発事象

重要な合併

当社は、当社 100%出資子会社である菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社(以下、「菱重 F & P」という。)との間で吸収合併契約を平成 30 年 5 月 8 日付で締結した。

本合併の概要は以下のとおりである。

1. 合併の目的

菱重 F & P は、平成 30 年 7 月 1 日付で、同じく当社 100% 出資子会社である MHI ファシリティサービス株式会社に対して、同社の工場・施設管理事業を会社分割して関連する資産・負債の移管を行うが、菱重 F & P に残置した資産(社宅・寮、賃貸物件他)と負債について当社に吸収合併させるものである。

2. 合併する相手会社、合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、合併相手会社である菱重 F & P は解散する。

3. 合併に係る割当ての内容

当社 100%出資子会社との合併であるため、本合併による株式割当その他の対価の交付は行わない。

4. 合併する相手会社名称、事業内容

名称 菱重ファシリティ&プロパティーズ株式会社
事業内容 工事建屋の付帯設備等及び福利厚生設備等の維持管理等

5. 合併の時期

平成 30 年 7 月 1 日

6. その他

本合併に伴い、当社単独決算において、平成 31 年 3 月期の特別利益として抱合せ株式消滅差益 773 億円を計上する見込みである。

その他の注記

重要な訴訟

- (1) 平成 29 年 7 月 31 日、当社は、南ア資産譲渡に係る譲渡価格調整金等として約 90,779 百万南アフリカランド（1 ランド=8.53 円換算で約 7,743 億円）の支払義務の履行を求める仲裁申立てを株式会社日立製作所に対して行った。（詳細は貸借対照表関係の注記 5. その他を参照）
- (2) 平成 26 年 1 月、当社は、株式会社商船三井から、当社の建造した船舶の海難事故に伴って被った損害の賠償を求める訴訟を提起された。その後、保険会社、荷主及び共同運航者等からも同様の訴訟を提起されている。これに対し、当社は、平成 28 年 3 月に、株式会社商船三井に対し、同社の要請を受けて実施した当該船舶の同型船の船体構造強化工事の請負代金の支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中である。当社は、当該船舶に製造物責任法上の欠陥はなく、また、当社に不法行為責任はないものと考えており、当該訴訟において当社の正当性を主張していく。

以 上